

# 東広島市立板城小学校いじめ防止基本方針

## 1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、すべての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校のみならず家庭や地域と共にいじめ問題に取り組むことが重要である。

このため、「いじめ防止対策推進法」を受け、いじめの防止の基本的な方向を示す県や市の「いじめ防止基本方針」を基に「板城小学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ問題の克服に向け、関係機関との連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

## 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

### (1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

### (2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが

重要であることから、児童会が中心となっていじめの防止のための活動を行う等の、児童の主体的な活動を支援する。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

### (4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第2条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

### (5) 家庭・地域との連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

## 4 いじめの防止等に関する取組

板城小学校は、いじめ防止のため、「板城小学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「板城小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として次のような取組を体系的・計画的に進める。

### (1) 「板城小学校いじめ防止基本方針」の策定

ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。

イ 保護者や地域住民のなど意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。

ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。

エ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

### (2) いじめの防止等に係る組織

ア いじめの防止及び早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織「いじめ防止委員会」を設置する。

イ 「いじめ防止委員会」を校務運営組織に位置付ける。

(別紙1 板城小学校いじめ防止委員会設置要綱参照)

ウ 学校生活相談及び関係機関と連携を図りながらいじめや不登校等の問題の解決に向けた取組を行う。

### (3) いじめの防止等に係る取組

#### ア 未然防止のための取組

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることである。すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく教育活動を推進していく。

## ○いじめ防止のための年間計画の作成

いじめ防止委員会が中心となり、系統性・組織性が明確な年間計画を作成する。基本方針に示された取組がいつ、だれが、何を、どのように実施しするのかを明らかにした計画とし、全教職員で共有し、実践していく。

(別紙2 板城小学校いじめ防止対策年間計画参照)

## ○わかる授業づくり

- ・学習規律の徹底 (板城小授業スタイル)
- ・生徒指導の三機能を生かした授業づくり (向陽中学校区授業スタイル)
- ・授業研究の推進

## ○道徳教育，体験的な活動の充実

### ○好ましい人間関係づくりの計画的な指導

- ・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなどを取り入れた学級づくりを行う。
- ・自尊感情を高める学習，学級活動，学校行事を行う。

## ○教職員研修の実施

- ・いじめ防止に係る校内研修を計画的に実施する。

## イ 早期発見の取組

### ○日常的な観察を充実させ，児童の様子 of 把握に努める。

- ・健康観察 (担任が児童の顔を見ながら呼名する。)
- ・休憩時間の様子 of 観察
- ・日記，ノートなどの内容から
- ・保健室来室時の状況 of 把握，情報の共有

※教職員は，児童の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。

### ○定期的なアンケートや個人面談の実施等により児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

- ・児童，保護者へのアンケートの実施 (年 3 回)
- ・児童への面談の実施 (年 3 回)

### ○在籍する児童及びその保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ・板城小学校相談窓口の周知
- ・心のサポーターによる個別面談

## ウ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は，問題を軽視することなく，早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童を守ることを最優先に迅速な指導を行い，解決に向けて一人で抱え込まず，学年及び学校全体で組織的に対応する。また，いじめの再発を防止するため，日常的に取り組む実践計画を立て，継続的に見守る。

## (4) いじめの防止等に係る児童への指導

- ア すべての教育活動を通して命を大切にすることを育てる。
- イ いじめ防止に関する授業，取組を実施する。

## (5) 児童の主体的な活動の支援

- ア 異学年交流の実施
  - ・なかよしタイム
  - ・なかよし班そうじ
- イ 児童会執行部による活動
  - ・いじめゼロへ向けての取組
  - ・学校行事や集会の企画運営
- ウ 各学級における話し合い活動の推進と充実

## (6) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応などに係る校内研修の実施
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応などに係る保護者・関係機関との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめ発生時の対応などに係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止などに係る保護者への啓発及び工夫を行う。
- オ いじめの防止などに係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

## (7) 警察への相談・通報

- ア いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認めるような場合は、早期に所轄警察署に相談し、連携を図る。
- イ 児童の生命・身体の安全が脅かされるような場合は直ちに所轄警察署に通報する。
- ウ 学校行事などを通して、普段から所轄警察署との連携を図る。

## 5 重大事態への取組

### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめ防止基本法第28条第1項において、次の①または②の場合と定められている。

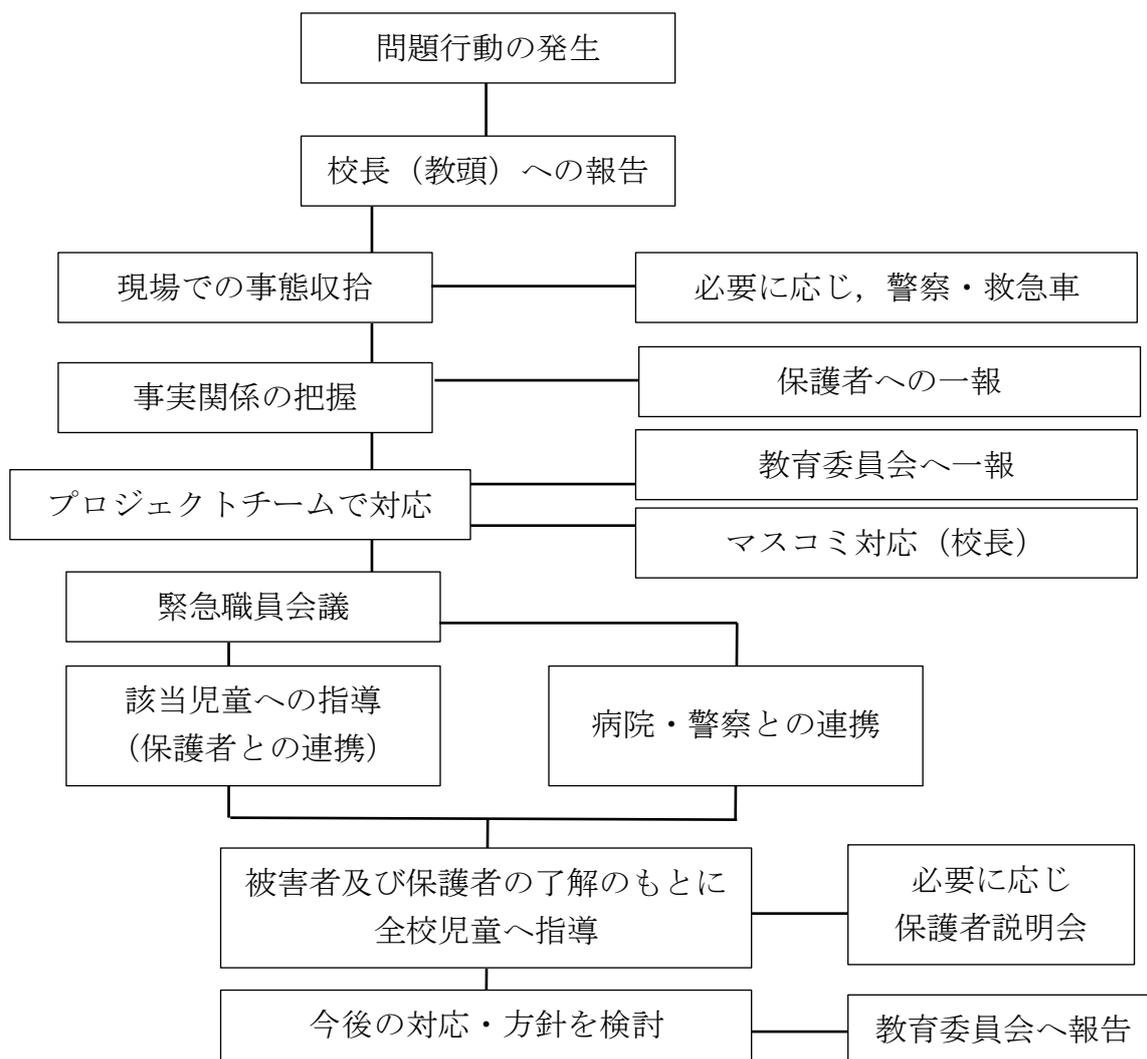
- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態への取組

- ア 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- イ 「いじめ防止委員会」を中心としたプロジェクトチームを設置し、市教育委員会指導の下、アンケート調査及び個別面談等の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。
- ウ いじめを受けた児童の保護者に調査の状況、及び結果を随時報告する。

### (3) 重大事態対応フロー図

#### 問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル



- ① 複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告する。
- ② 該当児童から迅速に事実を確認し、事実関係を正確に把握し、保護者へ連絡する。  
(該当児童が複数の場合は別々に事情を聴く。)
- ③ 重大な事件・事故と判断した場合は、速やかに警察などに連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶ。
- ④ 重大な問題に対しては、プロジェクトチームをつくり、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事等が組織的に対応する。
- ⑤ 職員会議において、校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について指示する。
- ⑥ 全校児童への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害者児童及び保護者の了解をとっておくことが必要である。
- ⑦ 課題を整理分析し、未然防止のあり方について検討する。

## 6 見直し

「板城小学校いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取組とするため、「いじめ防止委員会」で本校の取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。